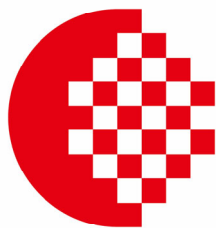


令和6年度
文化芸術による子供育成推進事業
文化施設等活用事業
募集要領



文化庁

令和5年11月

文化庁参事官（芸術文化担当）付
学校芸術教育室

※この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。

目次

第1章	事業概要	…	P.1-P.8
第2章	申請に関する留意事項	…	P.9-P.11
第3章	応募書類	…	P.12-P.17
(別表)	旅費基準	…	P.18-P.22
第4章	よくある質問について	…	P.23-P.24

問い合わせ先

■令和5年度における本事業事務局業務は、近畿日本ツーリスト株式会社に委託して実施しています。問い合わせは下記にお願いします。

「文化芸術による子供育成推進事業」事務局
文化施設等活用事業 係

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階
近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店

TEL：0570-064-203（プッシュ⑦）
Email：b6-kodomogeiijutsu@gp.knt.co.jp

※開局時間：10:00～17:00（平日）

事業専用ウェブサイト URL：<https://www.kodomogeiijutsu.go.jp/>



ホームページはこちら

【目的】

文化芸術による子供育成推進事業は、小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する事業です。子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的としています。

美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とする、文化施設等活用事業を設置することで、鑑賞の場を学校の外へ広げ、複数の学校で合同開催をする等、より幅広い体験の機会を創出するとともに将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的とします。

【募集する取り組み】

希望するアーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室

【募集概要】

1、募集期間

令和5年11月16日（木）～令和5年12月25日（月）23時59分まで

2、申請者

- ①複数の実施希望校を取りまとめる代表校
- ②複数の実施希望校を取りまとめる都道府県・市区町村（以下「都道府県・市区町村」という）
- ③複数の実施希望校を取りまとめる文化振興財団等（以下「文化振興財団等」という）

※③に関しては、都道府県・市町村からの推薦書（様式3）が必要です。

※アーティストや芸術団体等が申請者として申請いただくことはできません。

※より多くの学校を集めている企画を優先することとします。

3、実施対象

小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

※国立学校・公立学校・私立学校が対象です。

※実施校の採択においては、参加校のうち、文化施設等活用事業において、直近2年間採択実績のない学校を優先することとします。

4、実施時期

令和6年6月3日（月）～令和7年1月31日（金）（予定）

※採否結果の発出は3月を予定しております。

※実施日は授業の一環として、各学校の登校日に設定してください。児童・生徒から希望者のみを募り、実施をすることは認められません。また、部活動やクラブ活動での申請は対象外です。

第1章 事業概要

5、実施会場

各実施校の所属する地域又は当該地域と連携可能な地域の美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設等

※教育目的であれば無償で貸し出しを行う文化施設等を実施会場とする企画を優先することとします。

※学校内の施設（体育館や教室等）での実施は対象外です。

ただし、各実施校の所属する地域が所有している総合体育館での実施は対象です。

※会場借損費の事前支払の御請求は決定通知日（4月予定）以降のみ承りますが、お支払までに日数がかかります。会場借損費の支払期日や支払方法についても仮予約の際に必ず御確認ください。

※原則実施会場が児童・生徒で満席に近い形の企画を優先することとします。

6、実施回数

1申請につき1日で実施可能な回数までとします

（複数日で申請することは認められません）

※希望するアーティストや芸術団体等と御相談の上、実施回数を決定してください。

7、採択基準

①1～2ページの2～6までの事項を満たしていること

②直近2年間採択のない学校を優先

③教育目的であれば、無償で貸し出しを行う文化施設等を実施会場とする企画を優先

④実施会場が児童・生徒で満席に近い企画を優先

⑤より多くの学校を集めている企画を優先

※上記の採択基準を基に、分野や地域のバランス、事業費を考慮して採択企画を選定します。

8、対象分野

大項目	中項目								
音楽	A ピアノ	B 声楽	C 弦楽器	D パーカッション	E 管楽器	F 合唱	G オーケストラ等	H 音楽劇 (オペラ)	I その他
演劇	A 現代劇	B ミュージカル	C 人形劇	D 児童劇	E その他				
舞踊	A バレエ	B 現代舞踊	C 身体表現	D その他					
大衆芸能	A 落語	B 講談	C 漫才	D 浪曲	E その他				
美術	A 洋画	B 日本画	C 版画	D 彫刻	E 書	F 写真	G その他		
伝統芸能	A 歌舞伎	B 能楽	C 人形浄瑠璃	D 日本舞踊	E 和太鼓	F 箏	G 三味線	H 邦楽	I その他
文学	A 俳句	B 朗読	C その他						
生活文化	A 囲碁	B 将棋	C 華道	D 茶道	E 和装	F 食文化	G その他		
メディア芸術	A メディアアート	B 映画	C アニメーション	D マンガ	E 映像	F その他			

※その他上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば実施可能です。事務局まで事前に御相談ください。

申請者：学校

9、実施の流れ ※4ページの図とあわせて参照してください。

◆実施希望地域の募集～決定

①…応募を検討する学校による下記項目の検討

- 学校数、児童・生徒数の検討
- 実施するアーティストや芸術団体等の選定
- 実施日の取り決め
- 実施会場の選定、仮予約

※必ず採択されるとは限りませんので採択が決定するまでは、実施会場のキャンセル料等がかからない状態（仮予約）としてください。

※不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので
予め御了承ください。

※決定通知発出（4月上旬頃）以前に事務局より文化施設等へ事前支払いをすることは
できません。24ページの図表を御確認ください。

- ②…実施日、会場をアーティストや芸術団体等と調整
- ③…応募（期日までに直接事務局へ提出してください）
- ④…文化庁にて審査、採否決定

◆事業実施の準備

- ⑤…採否通知
- ⑥…内容の調整

条件付採択の場合等、申請内容からの変更を求める場合がございます。

- ⑦…内定通知
調整内容をもって内定通知を出します。

- ⑧…文化施設用の本予約
- ⑨…申請者がアーティストや芸術団体等と事前調整
- ⑩…決定通知及び手引き書の発出

※事務局より申請者及び都道府県・市区町村に対して決定通知及び手引き書を
発出しますので、合同開催、アーティストや芸術団体等に対して**決定通知の内容を必ず共有
してください**。事務局からアーティストや芸術団体等に対して内容の共有は行いません。

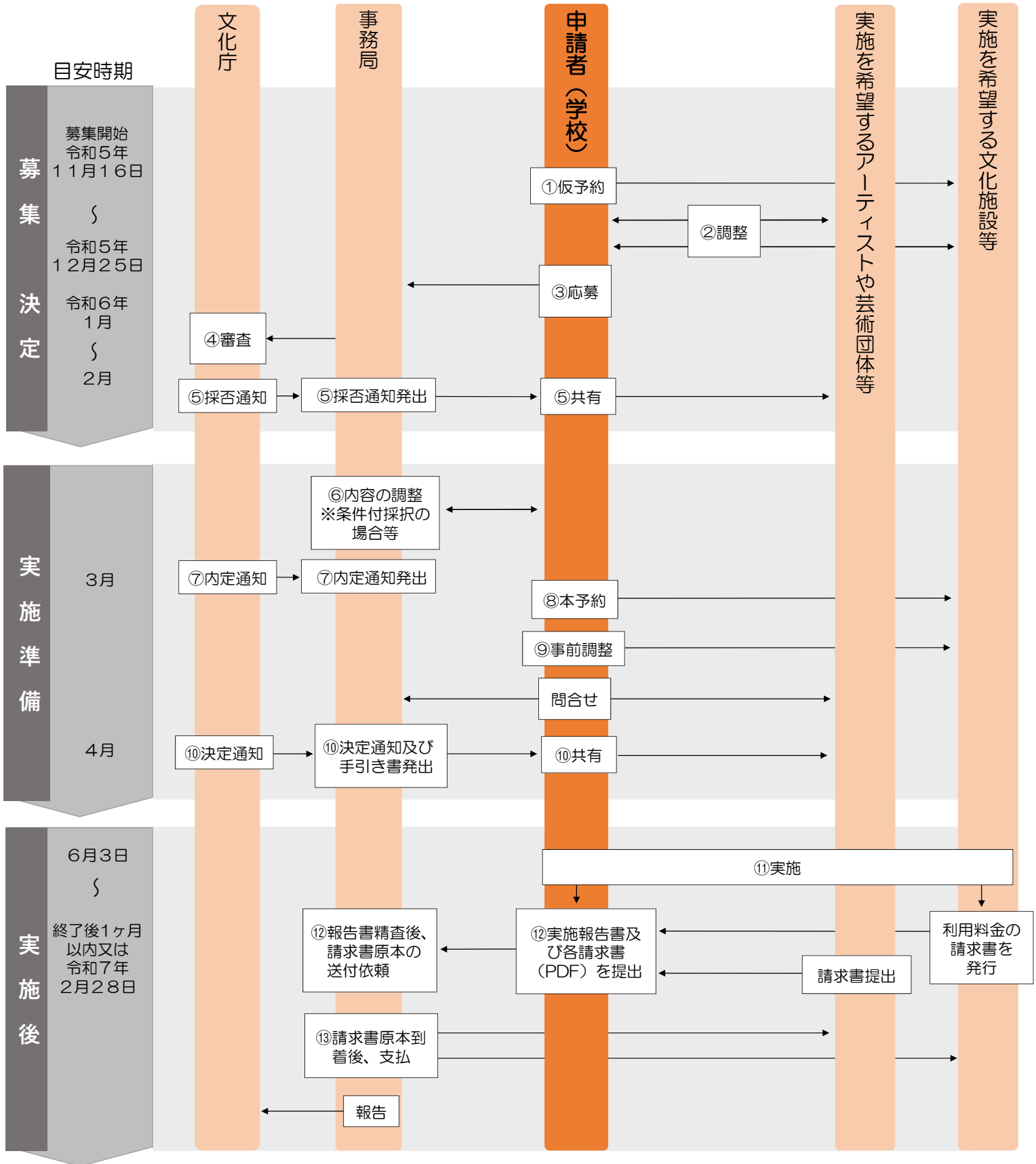
◆事業実施後

- ⑪…アーティストや芸術団体等、実施校が文化施設等へ訪問し事業を実施
- ⑫…申請者が実施報告書を作成し、事務局へ提出（文化施設等の請求書等も含む）
- ⑬…事務局に請求書の原本が到着後、申請いただいた支払先に対して経費の支払
※事務局確認後、請求書の原本を送付依頼します。

※実施報告書については、取りまとめを行っている申請者が作成し御提出ください。
経費の支払に関しては、事務局から実施団体及び文化施設等、バス会社へ直接行います。

第1章 事業概要

申請者：学校



申請者：都道府県・市区町村

※申請者（文化振興財団等）におかれましては、7,8ページを御参照ください。

9、実施の流れ ※6ページの図とあわせて参照してください。

◆実施希望地域の募集～決定

①・・・応募を検討する都道府県・市区町村による学校へのヒアリング

- ・学校のニーズ・規模の把握（学校数、児童・生徒数の検討）
- ・実施するアーティストや芸術団体等の選定
- ・実施日の取り決め
- ・実施会場の選定、仮予約

※必ず採択されるとは限りませんので採択が決定するまでは、実施会場のキャンセル料等がかからない状態（仮予約）としてください。

※不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので予め御了承ください。

※決定通知発出（4月上旬頃）以前に事務局より文化施設等へ事前支払をすることはできません。24ページの図表を御確認ください。

- ②・・・実施日、会場をアーティストや芸術団体等と調整
- ③・・・応募（期日までに事務局へ提出してください。）
- ④・・・文化庁にて審査、採否決定

◆事業実施の準備

⑤・・・採否通知

⑥・・・内容の調整

条件付採択の場合等、申請内容からの変更を求める場合がございます。

⑦・・・内定通知

調整内容をもって内定通知を出します。

⑧・・・文化施設用の本予約

⑨・・・申請者がアーティストや芸術団体等と事前調整

⑩・・・決定通知及び手引き書の発出

※事務局より申請者及び都道府県・市区町村に対して決定通知及び手引き書を発出しますので、合同開催、アーティストや芸術団体等に対して**決定通知の内容を必ず共有してください。**事務局からアーティストや芸術団体等に対して内容の共有は行いません。

◆事業実施後

⑪・・・アーティストや芸術団体等、実施校が文化施設等へ訪問し事業を実施

⑫・・・申請者が実施報告書を作成し、事務局へ提出（文化施設等の請求書等も含む）

⑬・・・事務局に請求書の原本が到着後、申請いただいた支払先に対して経費の支払

※事務局確認後、請求書の原本を送付依頼します。

※実施報告書については、取りまとめを行っている申請者が作成し御提出ください。

経費の支払に関しては、事務局から実施団体及び文化施設等、バス会社へ直接行います。

申請者：文化振興財団等

※申請者（都道府県・市区町村）におかれましては、5,6ページを御参照ください。

9、実施の流れ ※8ページの図とあわせて参照してください。

◆実施希望地域の募集～決定

①…応募を検討する文化振興財団等による学校へのヒアリング

- ・地域におけるニーズ・規模の把握（学校数、児童・生徒数の検討）
- ・実施するアーティストや芸術団体等の選定
- ・実施日の取り決め
- ・実施会場の選定

※必ず採択されるとは限りませんので採択が決定するまでは、実施会場のキャンセル料等がかからない状態（仮予約）としてください。

※不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので予め御了承ください。

※決定通知発出（4月上旬頃）以前に事務局より文化施設等へ事前支払をすることはできません。24ページの図表を御確認ください。

- ②…実施日、会場にてアーティストや芸術団体等と調整
③…応募（期日までに事務局へ提出してください。）
④…文化庁にて審査、採否決定

◆事業実施の準備

⑤…採否通知

⑥…内容の調整

条件付採択の場合等、申請内容からの変更を求める場合がございます。

⑦…内定通知

調整内容をもって内定通知を出します。

⑧…文化施設用の本予約

⑨…申請者がアーティストや芸術団体等と事前調整

⑩…決定通知及び手引き書の発出

※事務局より申請者及び都道府県・市区町村に対して決定通知及び手引き書を

発出しますので、合同開催、アーティストや芸術団体等に対して**決定通知の内容を必ず共有してください。**事務局からアーティストや芸術団体等に対して内容の共有は行いません。

◆事業実施後

⑪…アーティストや芸術団体等、実施校が文化施設等へ訪問し事業を実施

⑫…申請者が実施報告書を作成し、事務局へ提出（文化施設等の請求書等も含む）

⑬…事務局に請求書の原本が到着後、申請いただいた支払先に対して経費の支払

※事務局確認後、請求書の原本を送付依頼します。

※実施報告書については、取りまとめを行っている申請者が作成し御提出ください。

経費の支払に関しては、事務局から実施団体及び文化施設等、バス会社へ直接行います。

第2章 申請に関する留意事項

1、計上が認められる主な経費

- ① 公演料（アーティストや芸術団体等の出演料、旅費、諸雑費等）
※旅費基準に関しては、18ページの別表を御確認ください。
- ② 児童・生徒の移動費
※児童・生徒の移動に利用するバスは各申請者が手配をお願いいたします。
手配が難しい等ございましたら事務局まで御相談ください。
- ③ 会場借損費（文化施設等利用料金、楽屋利用料金、付帯設備費等）
※申請時に提出が必要な見積書は、できるだけ詳細に記入してください。（17ページ参照）
予算額は採択後に増額することはできませんので御留意ください。
※公演料につきまして、支払時は原則請求書のみ提出をお願いしておりますが、事務局より支払根拠となる書類提出をお願いする場合がございます。アーティストや芸術団体等に共有ください。

2、計上が認められない主な経費

- ・芸術団体における稽古・指導に係る経費
- ・新しい製作物・演目を作成するための経費（児童・生徒との共演のために改変する場合を除く）
- ・リハーサル・練習会場借損費
- ・食費（弁当・ケータリング・お茶代等）
- ・事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費等含む）
- ・事務局職員給与
- ・印紙代
- ・振込手数料
- ・楽器購入費
- ・事務機器・事務用品等の購入・借用費
- ・電話代
- ・ホームページ運用費
- ・予備費
- ・アーティストや芸術団体等が所有する物のレンタル代（過去に貸し出しの実績がないもの）
- ・アーティストや芸術団体等が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・アーティストや芸術団体等が制作した教材に係る費用や制作に係る手数料
- ・通常、学校や児童・生徒が所有しているもの
- ・ピアノ調律代
- ・公演に係る光熱水料（文化施設等を利用する際に経費が発生する場合は付帯設備費として会場借損費に計上）
- ・備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物を含む）
- ・消耗品等を購入した際のレジ袋代
- ・記念品代、花束代等、個人に受益があるもの
- ・体育館等の条件整備にかかる経費（ピアノ移動費、暗幕設置費等）
- ・コピー用紙、トナー等本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの
- ・見積書作成時に計上されていないもの
- ・**企画料、制作料、監修料、企画プラン料等**
- ・本事業内で制作する作品等の作詞料、作曲料、訳詞料、編曲料等
- ・ワークショップ等で制作した作品に対するアーティストフィー
- ・公演の記録等に係る経費
- ・学校との調整に係る通信料、下見に発生する経費 等

第2章 申請に関する留意事項

3、審査

文化庁内で申請内容を審査し、採否結果については申請者及び都道府県・政令指定都市に対して通知いたします。

※申請者に対し、事業内容等のヒアリングを行うことがあります。

※不採択となった場合には、アーティストや芸術団体等への採否結果の共有と共に忘れずに文化施設等の仮予約キャンセルを行ってください。（不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので予め御了承ください。）

4、募集終了後のスケジュール

1月～2月	審査
2月	採否通知の発出
3月	内定通知の発出
4月	決定通知の発出
6月3日（月）～	事業開始

5、事業終了時の提出書類

- ①各種実施報告書、経費支払依頼書
- ②各支出項目に対しての請求書、領収書（写し）等

事業を実施した申請者は、実施報告書等を作成・添付の上、事業終了後1ヶ月以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに直接事務局へ提出してください。

経費精算の手続きは事務局と芸術団体、実施会場、バス会社の間で行いますが、都道府県・市区町村又は文化振興財団等においても別途、実施報告書の作成・提出が必要です。また、立替払等の対応がある場合は経費精算の手続きが必要となりますので御留意ください。

（参考）

令和5年度実施の際に利用した実施報告書（様式）は下記URLより御確認いただけます。

※令和6年度が同様の様式とは限りませんので御了承ください。

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/shisetsu/r5.html#shisetsu_2

第2章 申請に関する留意事項

6、完了検査等

- ① 事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
- ② 本事業は会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
- ③ 上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既にお支払した委託金を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

【不正行為に係る処分】

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取消、委託経費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても、この「まとめ」に従い、適正に管理する必要があります。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」HPアドレス

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

第3章 応募書類

1、提出が必要な書類

書類名		申請者		
		学校	都道府県 市区町村	文化振興財団等
【様式1】	実施申請書	●	●	●
【様式2】	経費申請書	●	●	●
【様式3】	文化振興財団等推薦書	-	-	●
※様式の指定はありません	見積書等	●	●	●

※都道府県・市区町村又は文化振興財団等は、実施希望校を調査の上、申請書を作成し、期日までに事務局へ提出してください。

※会場借損費について、見積書の提出が難しい場合は、文化施設等の料金表及び内訳書（様式の指定はありません）を作成の上、御提出ください。

その際、税込等の表記や市内・市外等による割増の記載に御留意ください。

（例）内訳： ホール使用料〇〇円 + 照明設備一式〇〇円 + 音響設備一式〇〇円
= 〇〇円

※児童・生徒の移動に電車を利用する場合は、内訳書（様式の指定はありません）を作成の上、御提出ください。

（例）内訳： 〇〇駅⇄〇〇駅 〇人×〇〇円×2（往復）=〇〇円

※【様式3】につきまして、文化振興財団等が申請する場合に提出が必須となりますので、該当の都道府県・市区町村に作成を依頼して御提出ください。

※申請した企画の内容は、採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に変更することはできません。

※申請時に提出が必要な見積書は、詳細に記入してください。事業経費は採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に増額することはできません。

より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適切な価格での見積金額としてください。採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。

第3章 応募書類

2、書類提出について

【提出先】	<p>文化芸術による子供育成推進事業事務局 文化施設等活用事業 係</p> <p>E-mail : b6-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp</p>
【提出期限】	<p style="color: red; font-weight: bold;">令和5年12月25日(月) 23時59分 必着 ※厳守</p> <p>※メールの受信時間がこちらを過ぎますと、受付できかねます。 余裕をもって御提出ください。</p>
【提出方法】	<p>下記をメール添付にて御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【様式1】～【様式3】（Microsoft Excel） ・各見積書のPDF <p>※【様式3】の提出が必要なのは、文化振興財団等が申請する場合のみです。 ※各見積書は電子媒体（PDF）を提出してください。 ただし、【様式2】に①公演料・②児童・生徒の移動費・③会場借損費の3項目を転記する必要があります。この転記時に誤りのないよう、十分お気をつけください。<u style="color: red;">回数や金額に誤りがあっても、予算額の修正・差替はできません</u>ので、御注意ください。</p>
【留意事項】	<ul style="list-style-type: none"> ■ <b style="color: red;">データ名は「都道府県・市区町村_申請者名」としてください。 (例) 北海道_〇〇町 北海道_文化振興財団 ■ <b style="color: red;">メール件名は「都道府県・市区町村_申請者名_文化施設等活用事業申請書」としてください。 (例) 北海道_〇〇町_文化施設等活用事業申請書 <p>※市区町村や文化振興財団等に限られていない場合は、都道府県・政令指定都市名のみでの記載で問題ございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u style="color: red;">応募書類を上記メールアドレスに御提出頂いてから3営業日以内に拝受した旨をメールにて御返信させていただきます。</u> <u style="color: red;">もし3営業日を過ぎても事務局よりメールが届かない場合は、下記電話番号にお問い合わせください。</u> <p>TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑦) ※開局時間 : 10:00～17:00 (平日)</p>

第3章 応募書類

記入例

様式1

令和6年度文化芸術による子供育成推進事業 -文化施設等活用事業- 実施申請書

※オレンジ色セルは、横の▼をクリックすると選択肢が表示されます。黄色色のセルは入力をお願いします。青色のセルは自動で反映されます。

都道府県・ 政令指定都市名	青森県					
【実施概要】						
ふりがな	〇〇ぶんかしんこうざいだん			代表者名	〇〇 〇〇	
申請者名	〇〇文化振興財団			担当者名	▲▲ ▲▲	
所在地	〒 111 - 1111	青森県		電話番号	****-**-****	
	青森県青森市〇〇-〇〇			メールアドレス	*****@*****.jp	
実施校数	6 校	児童合計 参加人数	725 人	合計 参加人数	785 人	
	(学校名1)	学校コード	1.参加人数	(学校名8)	8.学校コード	8.参加人数
参加学校名 (正式名記入)	青森県立〇〇小学校	*****	85人			
	(学校名2)	学校コード	2.参加人数	(学校名9)	9.学校コード	9.参加人数
	青森県立〇〇小学校	*****	105人			
	(学校名3)	学校コード	3.参加人数	(学校名10)	10.学校コード	10.参加人数
	青森県立〇〇小学校	*****	80人			
	(学校名4)	学校コード	4.参加人数	(学校名11)	11.学校コード	11.参加人数
	平内町立〇〇小学校	*****	55人			
	(学校名5)	学校コード	5.参加人数	(学校名12)	12.学校コード	12.参加人数
	青森県立△△小学校	*****	150人			
	(学校名6)	学校コード	6.参加人数	(学校名13)	13.学校コード	13.参加人数
	青森県立〇〇中学校	*****	250人			
	(学校名7)	7.学校コード	7.参加人数	(学校名14)	14.学校コード	14.参加人数
	教員	25 人	保護者	25 人	その他	10 人

青色セルは自動
反映されますの
で、手打ちをし
ないでください。

学校コードは、
【学校コード検索サイト】
<https://edu-data.jp/>
から調べることができます。

参加学校数が14
校以上の場合
様式の29行目を
再表示にして15
校目以降の情報を
御記入ください。

実施施設名	〇〇文化ホール		会場名	大ホール	
施設所在地	〒 222 - 2222	(学校名5)	会場の定員数	400 人	
	青森県青森市〇〇-〇〇				

ふりがな	〇〇かい			派遣者数	10 人	
団体名又は 代表講師名 ※芸名	〇〇会			団体又は講師 電話番号	****-**-****	
実施分野 (下記別表参照)	大項目	中項目	団体又は講師 メールアドレス	*****@*****.jp		
	伝統芸能	演芸				
実施予定内容						
実施日	10月11日	実施回数	2 回	実施合計時間	120 分	
実施内容						
〇〇地域では〇〇という地域芸能や〇〇という伝統芸能があるが、子供たちが実際に触れる機会は少ない。〇〇踊りを切り口に、〇〇地域の文化全般に興味を広げる講話と、〇〇会の皆さんの実演を鑑賞することで、伝承文化の奥深さや魅力を子供たちに伝える。						
タイムスケジュール(目安)						
10時芸術団体到着⇒11時まで仕込み⇒12時半 実施校生徒到着⇒13時～14時1回日本公演⇒14時半1回目実施校生徒と2回目実施校生徒入れ替え⇒15時～16時2回日本公演⇒16時半実施校生徒退去⇒17時撤去						

記入例

様式 2

令和6年度文化芸術による子供育成推進事業 -文化施設等活用事業- 経費申請書

※オレンジ色セルは、横の▼をクリックすると選択肢が表示されます。黄色のセルは入力をお願いします。青色のセルは自動で反映されます。

ふりがな	〇〇ぶんかしんこうざいだん
申請者名	〇〇文化振興財団

青色セルは自動反映されますので、手打ちをしないでください。

総合計 (①公演料 + ②移動費 + ③会場借損費)

1,009,200

円

【①公演料：アーティストや芸術団体等の出演料、移動費、諸雑費等】

【①出演料】について団体からの見積書等を添付		見積書の合計金額
添付資料名	〇〇会見積書	653,000 円

【②移動費：児童・生徒の移動に係る費用】

【②移動費】について経費計上の有無		見積書の合計金額
経費計上あり	<input type="radio"/> 見積書等の添付資料名 〇〇バス会社見積書	356,200 円
経費計上なし	<input type="radio"/> 計上不要の理由 青森県立△△小学校はスクールバス利用のため計上なし	

経費の計上がある場合は、必ず見積書等を御提出ください。見積書の記入例は17ページを御確認ください。

【③会場借損費】

【③会場借損費】について経費計上の有無				見積書の合計金額
経費計上あり	<input type="radio"/> 見積書等の添付資料名 事前支払いの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支払期日(予定)	0 円
経費計上なし	<input type="radio"/> 計上不要の理由 無償のため			

経費の計上がない場合は、理由等を御記載ください。

第3章 応募書類

記入例

様式3

令和6年度文化芸術による子供育成推進事業 -文化施設等活用事業- 文化振興財団等推薦書

※様式3は文化振興財団等のみ提出が必要です。

※都道府県・政令指定都市・市区町村に記載をして頂き御提出ください。(押印省略)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

①推薦する都道府県・政令指定都市・市区町村名	〇〇市
②連携する文化振興財団等の名称	〇〇文化振興財団
③都道府県・政令指定都市・市区町村と連携する文化振興財団等との関わりについて	当該〇〇は、〇〇との共催で実施する「〇〇〇〇〇〇」に実行委員会の一員として参画している。 また、〇年度から〇〇事業の委託団体として、〇〇と連携して事業を実施している
④都道府県・政令指定都市・市区町村内における学校での芸術鑑賞体験の実施状況	〇〇と協働で以下の事業を実施 1、〇〇〇〇事業 学校へ芸術家を派遣し、ワークショップ及び発表会を実施 2、〇〇〇〇〇〇 学校へ芸術家を派遣し、ワークショップ及び鑑賞プログラムを実施
担当部局(役職等)	〇〇局〇〇課
担当者氏名	▲▲ ▲▲
電話番号	****-**-****
E-mailアドレス	*****@****.**.jp

第3章 応募書類

添付見積書の例

申請時に経費の根拠として取得する見積書である（必ず採択されるわけではない）為、申請者宛に発行をお願いいたします。

発行日：令和〇年〇月〇日

御見積書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

文化芸術による子供育成推進事業(文化施設等活用事業)

下記の通り御見積申し上げます。

〇〇会
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県●●市××-×
TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
担当：▲▲ ▲▲

押印

御見積金額	¥756,000
-------	----------

費目	摘要	単価	数量	合計
出演料	Aランク	¥70,000	1	¥70,000
出演料	Bランク	¥55,000	2	¥110,000
出演料	Cランク	¥35,000	5	¥175,000
交通費	■ ■ ⇄ ◆ ◆ 往復	¥15,000	10	¥150,000
宿泊費	前泊 (〇〇市)	¥9,800	10	¥98,000
日当	10名×1日	¥1,100	10	¥11,000
諸雑費	有料道路代・駐車場代	¥13,900	1	¥13,900
諸雑費	舞台・証明機材費	¥88,100	1	¥88,100
諸雑費	舞台スタッフ費	¥20,000	2	¥40,000
合計				¥756,000

旅費基準は文部科学省規定に基づきます。詳しくは18ページの別表を御確認ください。

■見積書には「一式計上」ではなく、必ず内訳詳細を記入してください。

申請者におかれましては、各費目の「見積書の合計金額」に誤りがないか必ず確認した上で、【様式2】に転記してください。
回数や人数に誤りがあっても、予算額の修正・差替はできませんので、御注意ください。

(別表) 旅費基準

■文化芸術による子供育成推進事業における旅費基準 ※アーティストや芸術団体等が対象です。児童・生徒の移動費は対象ではありません。

下記の額は「令和5年度国家公務員等の旅費に関する法律」に基づくものです。

旅費項目		上限・基準	備考
宿泊料 (1泊につき)	甲地方	10,900 円	さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
	乙地方	9,800 円	甲地方以外
日当		1,100 円	ただし以下の場合は日当をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を要さず、1日の移動距離が以下の場合 鉄道 100km未滿、水路 50km未滿又は陸路 25km未滿 ・鉄道、水路又は陸路にわたる場合は、鉄道4km、水路 2km をそれぞれ陸路 1km とみなします。
鉄道料金	急行料金	特急列車：片道 100km 以上 急行列車：片道 50km 以上	特急列車は、片道 100km 未滿であっても、次の場合には利用できるものとします。 ①片道100キロメートル未滿の区間の鉄道における特別料金の支給対象の区間（途中駅で乗下車する場合は除きます。） ②①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、片道100km以上	片道100キロメートル未滿の区間の鉄道における特別料金の支給対象の区間（途中駅で乗下車する場合は除きます。）を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします。
航空費		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
車賃		1km 当たり37 円	被派遣者個人の所有する自家用車を使用する場合のみ計上できます。全路程を通算し、1km 未滿の端数は切り捨てます。 対象となる経費：有料道路代 （精算時に証書類の提出が必要となります。） 対象とならない経費：燃料代、駐車場代、運転手当
団体車両使用料	バス（乗用）：定員で分類		被派遣者が芸術団体である場合に、芸術団体の所有する車両を使用する場合のみ認めるものとします。
	11～20名	1日当たり 13,000円	
	21名以上	1日当たり 23,000円	
	トラック（貨物）：最大積載量で分類		
	1t以下	1日当たり 4,000円	
	1t超～4t未滿	1日当たり 7,000円	
4t以上	1日当たり 16,000円		
その他			
一律	1日当たり 4,000円		
高速料金		高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	

(資料) 片道100km未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象

下記区間については、片道100km未満（途中下車の場合を除く）であっても特別料金の計上が可能です。

	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	古川 ～ 一ノ関	101	高田 ～ 見附
2	五稜郭 ～ 八雲	52	古川 ～ 水沢江刺	102	直江津 ～ 長岡
3	新函館北斗 ～ 八雲	53	古川 ～ 北上	103	直江津 ～ 見附
4	新函館北斗 ～ 長万部	54	くりこま高原 ～ 水沢江刺	104	直江津 ～ 東三条
5	八雲 ～ 洞爺	55	くりこま高原 ～ 北上	105	柏崎 ～ 東三条
6	八雲 ～ 伊達紋別	56	くりこま高原 ～ 新花巻	106	柏崎 ～ 加茂
7	札幌 ～ 美唄	57	一ノ関 ～ 新花巻	107	柏崎 ～ 新津
8	札幌 ～ 砂川	58	一ノ関 ～ 盛岡	108	長岡 ～ 新潟
9	札幌 ～ 滝川	59	水沢江刺 ～ 盛岡	109	新潟 ～ 村上
10	札幌 ～ 白老	60	盛岡 ～ 二戸	110	坂町 ～ 鶴岡
11	札幌 ～ 苫小牧	61	盛岡 ～ 八戸	111	鶴岡 ～ 村上
12	札幌 ～ 追分	62	盛岡 ～ 大曲	112	東京 ～ 小田原
13	札幌 ～ 新夕張	63	盛岡 ～ 角館	113	東京 ～ 湯河原
14	岩見沢 ～ 深川	64	二戸 ～ 七戸十和田	114	東京 ～ 大月
15	岩見沢 ～ 旭川	65	八戸 ～ 新青森	115	東京 ～ 小山
16	美唄 ～ 旭川	66	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	116	東京 ～ 熊谷
17	砂川 ～ 旭川	67	青森 ～ 鷹ノ巣	117	東京 ～ 本庄早稲田
18	滝川 ～ 旭川	68	青森 ～ 大館	118	東京 ～ 石岡
19	旭川 ～ 白滝	69	米沢 ～ 村山	119	東京 ～ 八街
20	旭川 ～ 士別	70	赤湯 ～ 村山	120	東京 ～ 成東
21	旭川 ～ 名寄	71	赤湯 ～ 新庄	121	東京 ～ 横芝
22	旭川 ～ 美深	72	山形 ～ 新庄	122	東京 ～ 八日市場
23	伊達紋別 ～ 苫小牧	73	大曲 ～ 秋田	123	東京 ～ 茂原
24	東室蘭 ～ 苫小牧	74	大曲 ～ 雫石	124	東京 ～ 上総一ノ宮
25	東室蘭 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 東能代	125	東京 ～ 大原
26	幌別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 鷹ノ巣	126	東京 ～ 君津
27	登別 ～ 南千歳	77	秋田 ～ 象潟	127	東京 ～ 木更津
28	白老 ～ 新札幌	78	秋田 ～ 仁賀保	128	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
29	南千歳 ～ 占冠	79	秋田 ～ 田沢湖	129	品川 ～ 小田原
30	新札幌 ～ 新夕張	80	秋田 ～ 角館	130	品川 ～ 熱海
31	新得 ～ 池田	81	秋田 ～ 遊佐	131	品川 ～ 石岡
32	遠軽 ～ 北見	82	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	132	新横浜 ～ 小田原
33	遠軽 ～ 美幌	83	東能代 ～ 弘前	133	新横浜 ～ 熱海
34	北見 ～ 網走	84	大館 ～ 新青森	134	新横浜 ～ 三島
35	木古内 ～ 奥津軽いまべつ	85	羽後本荘 ～ 鶴岡	135	小田原 ～ 新富士
36	名寄 ～ 音威子府	86	羽後本荘 ～ 余目	136	小田原 ～ 静岡
37	幌延 ～ 南稚内	87	羽後本荘 ～ 酒田	137	熱海 ～ 静岡
38	幌延 ～ 稚内	88	越後湯沢 ～ 長岡	138	熱海 ～ 伊豆急下田
39	郡山 ～ 白石蔵王	89	越後湯沢 ～ 燕三条	139	池袋 ～ 西武秩父
40	郡山 ～ 米沢	90	越後湯沢 ～ 高崎	140	新宿 ～ 大月
41	郡山 ～ 那須塩原	91	浦佐 ～ 燕三条	141	新宿 ～ 箱根湯本
42	双葉 ～ 仙台	92	浦佐 ～ 上毛高原	142	立川 ～ 塩山
43	福島 ～ 仙台	93	新井 ～ 柏崎	143	立川 ～ 山梨市
44	福島 ～ 赤湯	94	新井 ～ 長岡	144	立川 ～ 石和温泉
45	福島 ～ かみのやま温泉	95	上越妙高 ～ 長岡	145	立川 ～ 甲府
46	福島 ～ 山形	96	上越妙高 ～ 見附	146	八王子 ～ 塩山
47	福島 ～ 新白河	97	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	147	八王子 ～ 山梨市
48	仙台 ～ くりこま高原	98	上越妙高 ～ 上田	148	八王子 ～ 石和温泉
49	仙台 ～ 一ノ関	99	上越妙高 ～ 長野	149	八王子 ～ 甲府
50	仙台 ～ 浪江	100	高田 ～ 長岡	150	八王子 ～ 竜王

(資料) 片道100km未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象

	区 間			区 間			区 間	
151	八王子	～ 葦崎	201	浅草	～ 栃木	251	武生	～ 金沢
152	大月	～ 葦崎	202	柏	～ 友部	252	鯖江	～ 金沢
153	大月	～ 小淵沢	203	柏	～ 水戸	253	福井	～ 松任
154	塩山	～ 上諏訪	204	柏	～ 勝田	254	福井	～ 金沢
155	石和温泉	～ 上諏訪	205	水戸	～ いわき	255	芦原温泉	～ 金沢
156	甲府	～ 富士	206	いわき	～ 相馬	256	小松	～ 七尾
157	甲府	～ 岡谷	207	軽井沢	～ 長野	257	金沢	～ 富山
158	甲府	～ 塩尻	208	錦糸町	～ 成東	258	金沢	～ 黒部宇奈月温泉
159	甲府	～ 富士宮	209	錦糸町	～ 横芝	259	金沢	～ 七尾
160	甲府	～ 内船	210	錦糸町	～ 八日市場	260	金沢	～ 和倉温泉
161	葦崎	～ 松本	211	錦糸町	～ 旭	261	新高岡	～ 黒部宇奈月温泉
162	上野	～ 小山	212	千葉	～ 八日市場	262	新高岡	～ 糸魚川
163	上野	～ 熊谷	213	千葉	～ 旭	263	富山	～ 糸魚川
164	上野	～ 本庄早稲田	214	千葉	～ 銚子	264	糸魚川	～ 長野
165	上野	～ 石岡	215	大網	～ 安房鴨川	265	糸魚川	～ 飯山
166	東武動物公園	～ 藪塚	216	大原	～ 海浜幕張	266	上諏訪	～ 信濃大町
167	東武動物公園	～ 新桐生	217	大原	～ 蘇我	267	塩尻	～ 中津川
168	浦和	～ 栃木	218	御宿	～ 海浜幕張	268	塩尻	～ 長野
169	浦和	～ 新鹿沼	219	勝浦	～ 海浜幕張	269	木曽福島	～ 多治見
170	大宮	～ 小山	220	勝浦	～ 蘇我	270	木曽福島	～ 松本
171	大宮	～ 宇都宮	221	上総興津	～ 海浜幕張	271	木曽福島	～ 明科
172	大宮	～ 本庄早稲田	222	上総興津	～ 蘇我	272	松本	～ 白馬
173	大宮	～ 高崎	223	安房小湊	～ 海浜幕張	273	松本	～ 南小谷
174	大宮	～ 新前橋	224	安房小湊	～ 蘇我	274	松本	～ 篠ノ井
175	大宮	～ 渋川	225	安房鴨川	～ 蘇我	275	松本	～ 長野
176	大宮	～ 前橋	226	三島	～ 静岡	276	安中榛名	～ 上田
177	大宮	～ 安中榛名	227	新富士	～ 掛川	277	安中榛名	～ 長野
178	大宮	～ 栃木	228	静岡	～ 浜松	278	佐久平	～ 長野
179	大宮	～ 新鹿沼	229	豊橋	～ 名古屋	279	佐久平	～ 飯山
180	小山	～ 那須塩原	230	豊橋	～ 水窪	280	上田	～ 飯山
181	宇都宮	～ 新白河	231	豊橋	～ 中部天竜	281	京都	～ 日根野
182	熊谷	～ 中之条	232	名古屋	～ 米原	282	京都	～ 関西空港
183	熊谷	～ 上毛高原	233	名古屋	～ 白川口	283	京都	～ 綾部
184	熊谷	～ 軽井沢	234	名古屋	～ 飛騨金山	284	京都	～ 福知山
185	熊谷	～ 安中榛名	235	名古屋	～ 中津川	285	京都	～ 西舞鶴
186	熊谷	～ 佐久平	236	岐阜	～ 白川口	286	新大阪	～ 柏原
187	本庄早稲田	～ 上毛高原	237	岐阜	～ 飛騨金山	287	新大阪	～ 西明石
188	本庄早稲田	～ 軽井沢	238	岐阜	～ 下呂	288	新大阪	～ 姫路
189	本庄早稲田	～ 佐久平	239	岐阜	～ 飛騨萩原	289	新大阪	～ 海南
190	高崎	～ 長野原草津口	240	岐阜	～ 敦賀	290	新大阪	～ 和歌山
191	高崎	～ 佐久平	241	大垣	～ 敦賀	291	大阪	～ 柏原
192	高崎	～ 上田	242	米原	～ 武生	292	尼崎	～ 柏原
193	久喜	～ 藪塚	243	米原	～ 鯖江	293	姫路	～ 岡山
194	久喜	～ 新桐生	244	米原	～ 福井	294	姫路	～ 佐用
195	館林	～ 浅草	245	米原	～ 京都	295	姫路	～ 和田山
196	足利市	～ 浅草	246	高山	～ 富山	296	姫路	～ 八鹿
197	北千住	～ 足利市	247	長浜	～ 福井	297	姫路	～ 江原
198	北千住	～ 太田	248	敦賀	～ 芦原温泉	298	姫路	～ 豊岡
199	北千住	～ 栃木	249	敦賀	～ 京都	299	姫路	～ 竹田
200	浅草	～ 太田	250	武生	～ 小松	300	相生	～ 岡山

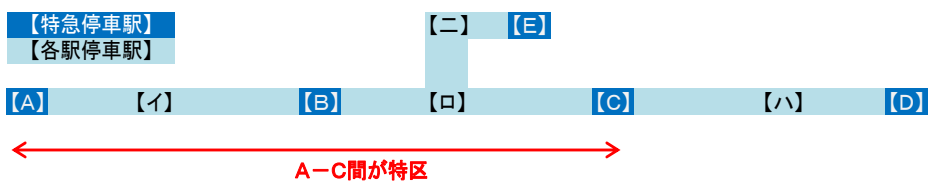
(資料) 片道100km未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象

	区	間		区	間		区	間			
301	上郡	～	鳥取	351	亀岡	～	宮津	401	伊予西条	～	松山
302	岡山	～	福山	352	園部	～	福知山	402	壬生川	～	松山
303	岡山	～	新尾道	353	園部	～	東舞鶴	403	今治	～	伊予大洲
304	岡山	～	新見	354	園部	～	西舞鶴	404	松山	～	伊予吉田
305	岡山	～	多度津	355	園部	～	宮津	405	松山	～	八幡浜
306	岡山	～	観音寺	356	綾部	～	城崎温泉	406	松山	～	卯之町
307	岡山	～	川之江	357	福知山	～	豊岡	407	松山	～	宇和島
308	岡山	～	伊予三島	358	福知山	～	城崎温泉	408	伊予市	～	宇和島
309	岡山	～	善通寺	359	福知山	～	網野	409	鴨島	～	阿波池田
310	岡山	～	琴平	360	福知山	～	峰山	410	阿波池田	～	後免
311	岡山	～	阿波池田	361	鳥取	～	伯耆大山	411	阿波池田	～	高知
312	岡山	～	三原	362	鳥取	～	米子	412	阿波池田	～	徳島
313	岡山	～	大原	363	倉吉	～	米子	413	阿波池田	～	阿波川島
314	倉敷	～	新見	364	倉吉	～	松江	414	土佐山田	～	須崎
315	新倉敷	～	新尾道	365	米子	～	鳥取大学前	415	後免	～	須崎
316	新倉敷	～	三原	366	松江	～	大田市	416	高知	～	土佐久礼
317	福山	～	東広島	367	出雲市	～	江津	417	高知	～	窪川
318	新尾道	～	広島	368	出雲市	～	浜田	418	須崎	～	中村
319	宝塚	～	柏原	369	大田市	～	浜田	419	栗林	～	板野
320	宝塚	～	福知山	370	大田市	～	益田	420	栗林	～	池谷
321	三田	～	福知山	371	益田	～	新山口	421	栗林	～	徳島
322	柏原	～	豊岡	372	児島	～	伊予三島	422	栗林	～	勝瑞
323	新見	～	米子	373	高松	～	観音寺	423	屋島	～	池谷
324	津	～	鶴方	374	高松	～	川之江	424	屋島	～	徳島
325	津	～	名張	375	高松	～	伊予三島	425	志度	～	徳島
326	松阪	～	紀伊長島	376	高松	～	阿波池田	426	徳島	～	日和佐
327	松阪	～	尾鷲	377	高松	～	大歩危	427	徳島	～	牟岐
328	多気	～	尾鷲	378	高松	～	板野	428	三原	～	広島
329	新宮	～	白浜	379	高松	～	池谷	429	広島	～	徳山
330	紀伊勝浦	～	白浜	380	高松	～	徳島	430	新岩国	～	新山口
331	紀伊勝浦	～	紀伊田辺	381	高松	～	阿南	431	徳山	～	厚狭
332	串本	～	白浜	382	高松	～	勝瑞	432	新山口	～	新下関
333	串本	～	紀伊田辺	383	坂出	～	伊予西条	433	新山口	～	津和野
334	白浜	～	御坊	384	坂出	～	川之江	434	新山口	～	小倉
335	白浜	～	海南	385	坂出	～	伊予三島	435	新下関	～	博多
336	紀伊田辺	～	海南	386	坂出	～	新居浜	436	小倉	～	博多
337	紀伊田辺	～	和歌山	387	坂出	～	阿波池田	437	小倉	～	新鳥栖
338	南部	～	和歌山	388	宇多津	～	伊予西条	438	小倉	～	中津
339	湯浅	～	天王寺	389	宇多津	～	阿波池田	439	小倉	～	柳ヶ浦
340	藤並	～	天王寺	390	丸亀	～	新居浜	440	小倉	～	宇佐
341	海南	～	天王寺	391	丸亀	～	伊予西条	441	小倉	～	杵築
342	和歌山	～	天王寺	392	丸亀	～	壬生川	442	折尾	～	中津
343	二条	～	綾部	393	多度津	～	新居浜	443	香椎	～	行橋
344	二条	～	福知山	394	多度津	～	伊予西条	444	博多	～	筑後船小屋
345	二条	～	東舞鶴	395	観音寺	～	今治	445	博多	～	新大牟田
346	二条	～	西舞鶴	396	川之江	～	今治	446	博多	～	新玉名
347	亀岡	～	綾部	397	伊予三島	～	今治	447	博多	～	佐賀
348	亀岡	～	福知山	398	新居浜	～	伊予北条	448	博多	～	江北
349	亀岡	～	東舞鶴	399	新居浜	～	松山	449	博多	～	肥前鹿島
350	亀岡	～	西舞鶴	400	伊予西条	～	伊予北条	450	博多	～	武雄温泉

(資料) 片道100km未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象

	区	間		区	間		区	間			
451	博多	～	有田	481	鹿児島中央	～	都城	511	大分	～	豊後森
452	博多	～	嬉野温泉	482	鹿児島中央	～	西都城	512	大分	～	宮地
453	博多	～	行橋	483	鹿児島	～	西都城	513	大分	～	豊後竹田
454	博多	～	日田	484	新鳥栖	～	肥前鹿島	514	鶴崎	～	佐伯
455	博多	～	天ヶ瀬	485	新鳥栖	～	諫早	515	津久見	～	日向市
456	二日市	～	新大村	486	新鳥栖	～	武雄温泉	516	佐伯	～	延岡
457	鳥栖	～	肥前鹿島	487	新鳥栖	～	有田	517	佐伯	～	日向市
458	鳥栖	～	諫早	488	新鳥栖	～	早岐	518	延岡	～	宮崎
459	鳥栖	～	武雄温泉	489	新鳥栖	～	佐世保	519	延岡	～	南宮崎
460	鳥栖	～	早岐	490	新鳥栖	～	新大村	520	延岡	～	宮崎空港
461	鳥栖	～	佐世保	491	新鳥栖	～	嬉野温泉	521	南延岡	～	宮崎
462	鳥栖	～	新大村	492	佐賀	～	諫早	522	南延岡	～	南宮崎
463	鳥栖	～	嬉野温泉	493	佐賀	～	長崎	523	南延岡	～	宮崎空港
464	久留米	～	熊本	494	佐賀	～	早岐	524	日向市	～	宮崎
465	久留米	～	天ヶ瀬	495	佐賀	～	佐世保	525	日向市	～	南宮崎
466	久留米	～	豊後森	496	佐賀	～	新大村	526	日向市	～	宮崎空港
467	久留米	～	由布院	497	江北	～	諫早	527	宮崎	～	都城
468	筑後船小屋	～	熊本	498	江北	～	長崎	528	宮崎	～	西都城
469	筑後船小屋	～	新八代	499	長崎	～	武雄温泉	529	南宮崎	～	国分
470	新玉名	～	新鳥栖	500	長崎	～	嬉野温泉	530	新水前寺	～	豊後竹田
471	熊本	～	新水俣	501	中津	～	別府	531	宮地	～	三重町
472	熊本	～	出水	502	中津	～	大分	532	春日部	～	栃木
473	熊本	～	新鳥栖	503	柳ヶ浦	～	別府	533	春日部	～	新鹿沼
474	熊本	～	宮地	504	柳ヶ浦	～	大分	534	栃木	～	鬼怒川公園
475	熊本	～	豊後竹田	505	宇佐	～	大分	535	栃木	～	新藤原
476	肥後大津	～	豊後竹田	506	別府	～	佐伯	536	栃木	～	龍王峡
477	新八代	～	出水	507	大分	～	豊後中村	537	栃木	～	川治温泉
478	新八代	～	川内	508	大分	～	佐伯	538	下今市	～	春日部
479	新水俣	～	鹿児島中央	509	大分	～	日田				
480	出水	～	鹿児島中央	510	大分	～	天ヶ瀬				

【図表: 特区について】



・【A】～【ハ】まで乗車した場合、【A】～【C】の区間については、特急料金の計上が認められます。

・【A】～【B】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

・【A】～【E】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

・【A】～【D】まで乗車した場合は、【A】～【D】の区間について、特急料金の計上が認められます。

対象区間

第4章 よくある質問について

1	<p>【申請関連】 他事業でも申請をしている学校が参加校として本事業にも申請することは可能ですか。</p>	<p>本事業への申請は可能です。ただし、仮に令和6年度複数の事業にて採択された場合には、別々に事業実施をお願いいたします。（芸術家の派遣事業と文化施設等活用事業どちらも採択されたため、芸術家の派遣事業は辞退する、ということはありません。）</p>
2	<p>【申請関連】 申請者③の文化振興財団等に施設の指定管理者は含まれますか。</p>	<p>含まれます。申請いただく際は【様式3】文化振興財団等推薦書の提出が必須となりますので、該当の都道府県・市区町村に作成を依頼して御提出ください。</p>
3	<p>【申請関連】 一つの申請者が「文化施設等活用事業」において、複数の申請をすることは可能ですか。</p>	<p>可能ですが、同じ参加校で複数の申請をすることは認められません。また、一部の申請のみが採択となる又は、全ての申請が不採択となる可能性があることは御了承ください。</p>
4	<p>【申請関連】 アーティストや芸術団体等を紹介してもらうことは可能ですか。</p>	<p>事務局よりアーティストや芸術団体等を紹介することはできません。</p>
5	<p>【申請関連】 部活動で実施を検討しているが申請することは可能ですか。</p>	<p>部活動やクラブ活動での申請は対象外です。児童・生徒から希望者のみを募り、実施をすることは認められません。</p>
6	<p>【実施関連】 地域の方及び近隣の幼稚園児や保育園児と一緒に鑑賞しても良いですか？</p>	<p>鑑賞いただいても問題ございません。状況に応じて御判断ください。近隣の幼稚園や保育園は合同開催校としては認められません。また、地域の方及び近隣の幼稚園児や保育園児の移動費の計上は認められませんので御了承ください。</p>
7	<p>【実施関連】 参加児童・生徒を全校生徒でなくても各参加校の1学年のみを集めて実施することは可能ですか。</p>	<p>可能ですが、実施会場が満席に近い形でより多くの児童・生徒が参加できるよう、御調整をお願いします。</p>
8	<p>【実施関連】 ワークショップの実施は必須ですか。</p>	<p>必須ではありません。実施内容については、アーティストや芸術団体等とよく相談した上で申請してください。</p>
9	<p>【実施関連】 実施日程は採択後に変更することは可能ですか。</p>	<p>原則不可です。天災、インフルエンザの流行等によりやむを得ず日程変更をする場合はその限りではありません。採択後に共有する実施の手引き内に変更の手続方法を記載しますのでそちらを御確認ください。</p>
10	<p>【実施関連】 参加人数の下限はありますか。</p>	<p>参加人数の下限は設定していませんが、原則実施会場が満席に近い形で実施してください。</p>

第4章 よくある質問について

11	【費用関連】 申請する経費の上限はありますか。	申請する経費の上限はありませんが、より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適切な価格での見積金額としてください。実施費用については調整していただくことがあります。
12	【費用関連】 下見や打ち合わせで実施日以前に発生する経費は計上できますか？	計上不可です。事前に電話やオンライン通信等を利用して打ち合わせを行ってください。
13	【費用関連】 自治体の別の補助金との併用は可能ですか？	本事業は文化庁のみが主催となる事業であり、自治体は「共催者」となります。補助金ではありませんので、全体費用の不足分を補填するという考え方ではありません。
14	【費用関連】 採択後、文化施設等への事前支払の流れを教えてください。	下記図を御参照ください。 不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので予め御了承ください。

